

【補足資料】 契約書(注文書・注文請書を含む)の電子契約について

本キャンペーンの補助対象になる新築およびリフォーム工事について、提出される契約書は電子契約にて締結されたものでも構いません。ただし、提出される書類上で以下のことが確認できる必要があります。

- ① 契約日(工事請負契約の場合、工事着手日前であること)
- ② 工事発注者等(もしくは買主)と工事請負者等(もしくは売主)双方の同意
- ③ 同一IDが記載されている等、書類間の関連性

以下の例を参考に、提出する書類に不備がないことを確認してください。

※ 契約書に関する他の要件等については、「交付申請等の要件について(交付申請の手引き)」をご確認ください。

※ 以下に例示する書類や項目名称は、利用するシステム等により異なる場合があります。

【例1】 契約書の紙面上に契約締結日の記載がある場合

≪ (A) 契約書 ≫

≪ (B) Aの契約締結を証明する書類 ≫

① 契約日

② 双方の同意

③ 書類間の関連性

ID等により (A) と (B) が関連している

※ AとBを必ずセットでご提出ください

※ ID等(上例における「契約書ID」)によりAとBの関連性が明確でない場合、契約書の合意締結が確認ができないため、不備となる場合があります。

【例2】 契約日の記載はないが、システム上で双方が合意した日を契約日とする旨が、契約書上に明記されている場合

いわゆる電子契約により締結する契約で、システム上において双方が契約内容に合意(承認や電子署名)した日(以下、「合意締結日」という。)を契約日とすることが、『契約書(A)』において明記(α)されている場合、当該『Aの合意締結日を証明する書類(B)』と契約書と併せて提出することで、契約日を申告します。

≪ (A) 契約書 ≫

≪ (B) Aの契約締結を証明する書類 ≫

α

① 契約日として扱う

② 双方の同意

③ 書類間の関連性

ID等により (A) と (B) が関連している

※ AとBを必ずセットでご提出ください

※ Bを提出した場合であっても、Aに契約日の記載がある場合は、当該日付を契約日とみなします。

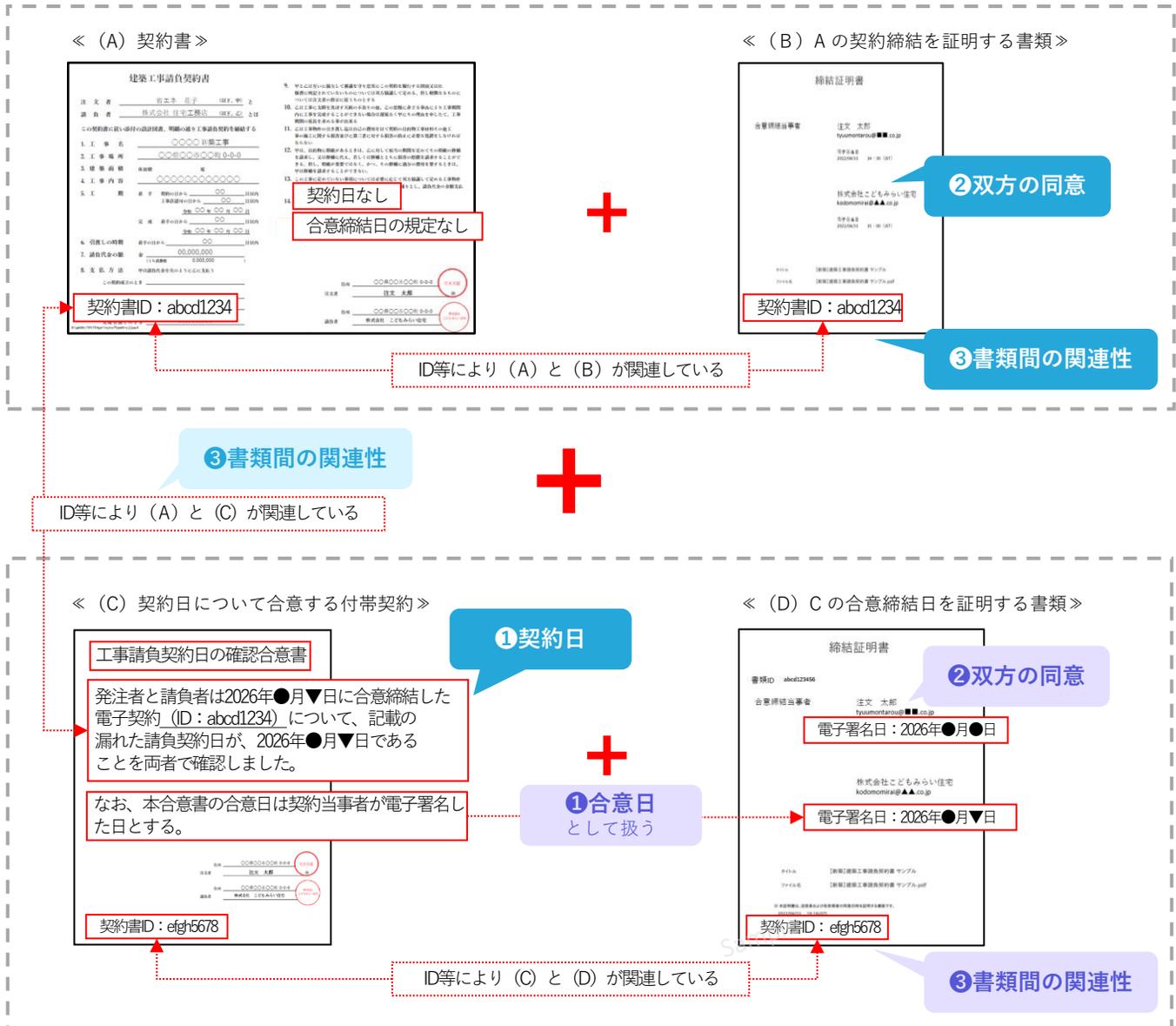
※ Bに記載される双方の合意した日が異なる場合、いずれか遅い日付を契約日とみなします。

※ ID等(上例における「契約書ID」)によりAとBの関連性が明確でない場合、契約書の合意締結が確認ができないため、契約日を申告することはできません。

【補足資料】 契約書(注文書・注文請書を含む)の電子契約について

【例3】 契約日の記載はないが、別途付帯契約により契約日を定めている場合

いわゆる電子契約により締結する契約で、契約書面上に契約日および合意締結日の規定 (**㊟**) の記載がないが、同じ電子契約システムを用いて作成する当該契約の付帯契約により双方が契約日について同意したことが確認できる場合、『契約書 (A)』と『A の合意締結日を証明する書類 (B)』に加えて、『契約日について合意する付帯契約 (C)』と『C の合意締結日を証明する書類 (D)』を併せて提出し、契約日を申告します。



※ A、B、C、Dは必ずセットで提出してください。

※ Aに契約日の記載がある場合は、CおよびDによらず当該日付を契約日とみなします。

(付帯契約や変更契約で、原契約の契約日を変更することはできません。)

※ ID等(上例における「契約書ID」)によりAとBまたはCとDがそれぞれ結びつかない場合、いずれの契約書における合意締結であるかを確認できません。

また同様に、ID等によりAとCが結びつかない場合、いずれの契約の付帯契約であるかを確認できないため、契約日を申告することはできません。